

令和 6 年度

教職課程
自己点検評価報告書

静岡産業大学

令和 7 年 3 月

静岡産業大学 教職課程認定学部・学科一覧

- ・スポーツ科学部（スポーツ科学科）

大学としての全体評価

本学の教職課程は、平成 13（2001）年 4 月、国際情報学部国際情報学科に高等学校教諭一種免許状（英語）（情報）の課程を開設したのが始まりである。その後、平成 15（2003）年 4 月、経営学部 to 高等学校教諭一種免許状（公民）（商業）、国際情報学部 to 中学校教諭一種免許状（英語）の開設を経て、平成 18 年（2006）年 4 月、経営学部 to 中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）の課程を開設した。その後、令和 3（2021）年 4 月、スポーツ科学部開設に伴い、教職課程の見直しを行い、現在のスポーツ科学部スポーツ科学科における中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）の 1 課程の設置に至っている。

したがって、本学教職課程は、現状では 1 学部 1 学科 1 課程の設置ではあるが、その教職課程運営においては、平成 13（2001）年度に初めて教職課程を設置した時からの蓄積された知識及び経験を生かした上で、教員養成指導体制を取ることができていると捉えられる。特に、これまでに本学で教職課程を履修し、教員として活躍している卒業生の存在は大きく、彼らを窓口 to 、教育委員会や学校現場とつながり、近々の社会状況や教育を取り巻く諸問題の収集に努め、地域社会の次代への要望に強く関心を寄せながら、教職課程を運営している点は注目できる点である。

また、本学は、専門的職業教育を推進し、社会への貢献意識を備えたリーダーの育成に努めているところであるが、スポーツ科学部スポーツ科学科において、地域社会で中核的な役割を担う人材育成を掲げる中で、中学・高校の保健体育科教員を養成し、地域の教育の要となる学校教育に貢献することは、重要である。教職課程を履修する学生が、スポーツに関して専門的に学び、卒業後その成果を学校教員として地域を支える学校において十分に生かし、地域社会の発展に寄与し、広く社会に貢献することを期待するものである。

静岡産業大学

学長 堀川 知廣

目次

I	教職課程の現況及び特色	P1
II	基準領域ごとの教職課程自己点検評価	P2
	基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取組	P2
	基準領域 2 学生の確保・育成・キャリア支援	P7
	基準領域 3 適切な教職課程カリキュラム	P12
III	総合評価	P17
IV	「教職課程自己点検評価報告書」作成プロセス	P18
V	現況基礎データ一覧	P20

I 教職課程の現況及び特色

1 現況

(1) 大学名：静岡産業大学

(2) 所在地：静岡県磐田市大原 1572 番地 1

(3) 学生数及び教員数（令和 6 年 5 月 1 日現在）

学生数： 教職課程履修者 142 名／学部全体 494 名

教員数： 教職課程科目担当（教職・教科とも）17 名／学部全体 20 名

2 特色

本学は、平成 6（1994）年の開学以来、静岡県に立地する高等教育機関として、母体である静岡学園高等学校の教育の基本理念（建学の精神）を継承発展し、2つの「理念」と8つの「ミッション」を掲げ、21 世紀を担う人材の育成に努めている。特に、理念の2番目として「豊かな教養と、高潔な倫理観、人間愛、社会に対する広い貢献意識を備えた職業人、社会のリーダーの育成に努める。21 世紀の産業社会と国際社会の求める専門的職業教育を推進することに徹する。」ことを挙げ、地域社会への貢献意識のあるリーダー的人材の輩出を目指している。

その中で、スポーツ科学部スポーツ科学科は、平成 18（2006）年度より設置された経営学部スポーツ経営学科の教育効果等の実績を継承し、令和 3（2021）年度に新設された1学部1学科体制の学部である。本学部としては、静岡県において、「一生涯、心身ともに健康で文化的な生活を送ることができる社会を構築するため、年齢、性別、障がいの有無を問わず、いつでも誰でもスポーツ文化に関わり豊かな人生を送ることができるよう、地域社会において中核的な役割を担う指導的な人材を養成する」ことを目的としており、スポーツ科学科における具体的な養成人材像の1つとして「中学校・高等学校の保健体育科教員としての素養を身につけ、学校教育の場で活躍できる人材」を掲げている。

このように、大学・学部・学科として、地域社会に貢献できる中核的・指導的立場となる人材養成を掲げる中で、中学校・高等学校教諭一種免許状（保健体育）の取得を目指す教職課程における教育を重視している。

具体的な授業においては、学科の基礎教育科目として体育・スポーツ科学の基礎理論を学び、専門教育科目では修得した知識を地域の教育現場やスポーツ現場で活かすための実践的な学びを展開している。こうした学びを通して、企業や地域社会、そして学校現場で活躍するための実践力を身につけたり、地域の生涯スポーツや健康づくりに活用するプログラムを作成する技能を修得したりすることができる、本学では多くの授業を比較的少人数で展開し、学生一人一人の個性や適性を生かした成長を促している点が、学びの特色となる。

II 基準領域ごとの教職課程自己点検評価

基準領域 1 教職課程に関わる教職員の共通理解に基づく協働的な取組

基準項目 1－1 教職課程教育の目的・目標の共有

〔現状説明〕

① 教職課程教育の目的・目標の設定と周知

本学の教職課程教育は、スポーツ科学部スポーツ科学科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）に基づき、「社会や時代の要請に応じて、スポーツに関する専門的な知識・技能を有し、生徒一人一人が生涯にわたって豊かなスポーツライフを実現する資質・能力を育成することができる中学校・高等学校の保健体育科教員を養成すること」を教員養成の理念に掲げ、同時にこれを目的・目標としている（資料 1－1－1）。また、教職課程の科目は、スポーツ科学部スポーツ科学科のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）（資料 1－1－2）に則り、理念に掲げる教員の養成を目指し、開講されている。

こうした教職課程教育の目的・目標及び目指す教師像については、新入生オリエンテーションにおいて教職課程履修希望者に対して十分な説明を行った上で、教職課程の履修登録を行う仕組みを採用している（資料 1－1－3）。

② 教職課程教育の目的・目標の共有と計画的な実施

関係教職員は、育成を目指す教師像の実現に向けて、教職センター運営委員会又は学部教職委員会に所属し、定期的な委員会開催による情報交換及び共有を通して、教職課程の目的・目標を共有し、教職課程教育を計画的かつ具体的に実施している（資料 1－1－4）。

③ ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）を踏まえた学修成果（ラーニング・アウトカム）の具体化・可視化

教職課程教育を通して育もうとする学修成果については、スポーツ科学部スポーツ科学科の「養成する教員像」として下記の 7 点を明記している（資料 1－1－5）。

ア 教科「保健体育」の目標を深く理解している教員

イ 専門職として高度な知識・技能を持つ教員

ウ 新たな学びを展開できる実践的指導力を有する教員

エ 校務全般についての的確に処理できる資質・能力を持つ教員

オ 幅広い教養を備えた教員

カ 深い教育的愛情を持ち、教職生活全般を通じて自主的に学び続ける教員

キ チーム学校の一員として協働的に働くことができる教員

なお、本学での学修・教育が「知識や技能の修得に加えて、思考力や関心を高めることを目指す」ものである点に基づき、DP（ディプロマ・ポリシー）は「知識・理解」「思考・判断・表現」「関心・意欲・態度」「技能」の 4 領域で構成されている。さらに、教育課程を構成する各授業科目が、DP・4 領域のそれぞれにどの程度、重きを置くか示すため、シラバスにルーブリックを掲載している（資料 1－1－6）。教職関連科目のルーブリックをまとめると、ス

スポーツ科学部全体と比べて「知識・理解」「思考・判断・表現」が重視される傾向にある（前掲資料 1－1－6）。既述の「養成する教員像」はこの本学 DP を踏まえて示されていると捉えられる。

また、本学全体では、学修成果の客観的な評価にジェネリックスキル測定テスト (PROG) を採用し、PROG の結果とルーブリックが掲載されたシラバスとの往還により、学生の学修を深める取り組みがなされていると同時に、学修成果を可視化している（資料 1－1－7）。教職課程においては、この PROG に、「履修カルテ」作成を通した主観的評価を加え、学修成果の可視化に一層努めている。

〔長所・特色〕

教員養成系の学部・学科ではないが、学科として、養成したい人材像の一つに中学校・高等学校の保健体育科教員を掲げ、学部・学科と教職課程が教職課程教育の理念や目的・目標を共有し、加えて教職課程の重要性を認識したうえで、教育が行われている。

〔取組上の課題〕

教員養成系の学部を有していない本学にとって、教職課程を履修し、教員免許を取得するという道のりは、他大学の学生以上に障壁が高いと認識している。こうした状況下にあって、教職の魅力を伝え、一人でも多くの学生が挫折することなく課程を修了する意欲を継続させていくことが一つの課題となっている。教職課程ガイダンスや各教職課程の授業の中で、教職課程教育の目的・目標を学生に周知し、教職員と学生が目指す教員像を共有した上で、一体となって教職課程教育を進めているところであるが、次年度はより一層、推進するつもりである。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料 1－1－1：様式第 7 号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成に対する理念等に関する書類）、静岡産業大学課程認定申請書、令和 2 年、pp. 2－3
- ・資料 1－1－2：静岡産業大学スポーツ科学部設置届出書「設置の趣旨を記した書類」p. 7
静岡産業大学ホームページ URL
<https://www.ssu.ac.jp/media/sechinosyushi2020.pdf>
- ・資料 1－1－3：『教職課程ガイドブック』、令和 6 年、pp. 8－10
- ・資料 1－1－4：様式第 7 号イ「I 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況」静岡産業大学課程認定申請書、令和 2 年
- ・資料 1－1－5：様式第 7 号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成に対する理念等に関する書類）、静岡産業大学課程認定申請書、令和 2 年、pp. 3－4
- ・資料 1－1－6：本学の教育課程と DP・4 領域の関係について
<https://www.ssu.ac.jp/media/2023.DP.pdf>

- ・資料 1－1－7：本学の学修・教育体系

<https://www.ssu.ac.jp/for-students/academic-information/dpcp-relationship/>

- ・データ：2024 年度教職センター運営委員会、教職委員会開催日程及び議事一覧

基準項目 1－2 教職課程に関する組織的工夫**〔現状説明〕****① 教員の適正配置と教職員の協働体制**

教職課程認定基準を満たした教員を配置し、その中には学校現場での教員経験がある者が6名存在する（資料1－2－1）。また、教職センター運営委員会及び教職委員会には、発言権を有する事務職員が加わり、つねに協働しながら教職課程の運営を行っている（資料1－2－2）。

② 教職課程の運営組織

教職課程運営組織として、全学組織である教職センターを設置、教職センター運営委員会を設けて、教職課程の運営と学外との連携業務を担っている。同時に学部には教職委員会を設けて、主に学内における日常全般にわたる学生への教職指導を行っている（資料1－2－3）。

③ 教職課程に関わる施設・設備

教職課程教育を行う上では、1号館1階事務局横に教職センターを設置し、教職に関わる書籍やボランティア情報、教員採用情報と自習スペースを設け、学生の自主的な学修を促している。教職センター内もWi-Fiが整備され、ICT機器は常に利用可能である（資料1－2－4）。また、いくつかの教室の電子黒板にデジタル教科書を導入して学生が利用できるようにし、模擬授業等での活用を図っている。

④ 教職課程の質的向上

教職課程の質的向上に向け、FD（授業・カリキュラム改善、教育・学生支援体制の整備等）を常に実施し、教職委員会の委員が分担、協力し合って、授業時間外での研修機会を提供している。2024年度の1年生に対しては、月1回昼休みに教職課程履修学生を集めて、優れた保健体育教員になるために必要なことや、採用試験に合格するための諸条件などの指導を行った（この会合は「教職ランチ」と称する）。また、教育実習を直前に控えた3年次後期～4年前期にかけては、現職教員の講話等の学習機会を提供している（資料1－2－5）。

同時にSD（教職員の能力開発）に相当するものとして、教員・職員共に、全国私立大学教職課程協会が開催する研究集会等、学外で開催される教職課程に関する研究会や講演会に積極的に参加、情報収集に努め、それらを学内で報告、共有している（資料1－2－6）。

⑤ 情報公表

大学ホームページにおいて、教員養成の状況についての情報公表を行っている（資料1－2－7）。

⑥ 自己点検評価の実施

令4年度より、全学組織である教職センターを中心に、教職課程の自己点検評価を開始し、組織的に教職課程の在り方を見直すことに取り組んでいる（資料1－2－8）。

〔長所・特色〕

教職課程の質的向上に向けて、教職センターと教職委員会の役割を明確に分担し、学生の学外・学内にわたる学習機会の充実に努めている。特に、学内においては、教職委員会を中心に、教職員が協力して、教職課程教育を構成する授業科目についてはもちろん、介護等体験実習に関する

こと、「履修カルテ」に関することなど教員としての資質能力の向上に資する項目について、日常的に教職指導を行っている。また、令和 5 年度より、教職センターには、教育実習や学校体験活動を担当する専任教員 5 名が分担して月～金曜日に在室し、教職指導にあたることとした。

〔取組上の課題〕

教職委員会を中心とする教職員間の連携は十分に取れている。教員は授業を担当していることもあり、支援を必要とする学生がいる場合、必ずしも即時的に対応できるわけではない。こうした課題を組織的に解決するために、次年度は、教職センターの体制を抜本的に見直す方向で検討している。教職センターの整備が叶えば、教員志望学生の学修の場づくりが一層促進されることが期待できる。また、教職科目「情報通信技術の活用」の新設及び実習校の ICT 環境整備の加速に対応し得る、ICT 教育環境の整備は年度進行で進んでいる。

＜根拠となる資料・データ等＞

- ・資料 1－2－1：様式第 2 号「認定を受けようとする課程を有する学部学科等の教育課程及び教員組織」静岡産業大学課程認定申請書、令和 2 年、pp. 2－7
- ・資料 1－2－2：様式第 7 号イ「I 教職課程の運営に係る全学的組織及び各学科等の組織の状況」静岡産業大学課程認定申請書、令和 2 年
- ・資料 1－2－3：静岡産業大学教職センター運営委員会規程、静岡産業大学教職委員会規程
- ・資料 1－2－4：『学生便覧』 校舎配置図
- ・資料 1－2－5：『教職課程履修カルテ』 p. 3、p. 16 及び『教育実習ノート』事前指導欄
- ・資料 1－2－6：2024 年度教職センター運営委員会議事録 及び 2024 年度教職委員会議事録
- ・資料 1－2－7：静岡産業大学ホームページURL
<https://www.ssu.ac.jp/guide/information-disclosure/>
 ホーム>情報公開>教員養成に関する情報
- ・資料 1－2－8：2024 年度第 2 回教職センター運営委員会議事録及び 2023 年度第 2 回教職センター運営委員会議事録

基準領域 2 学生の確保・育成・キャリア支援

基準項目 2－1 教職を担うべき適切な学生の確保・育成

〔現状説明〕

① 入学前・入学時のガイダンスの実施

スポーツ科学部スポーツ科学科で養成する教員像に基づき（資料 2－1－1）、入学前及び入学時にガイダンスを行い、高度な公共的使命を有する教員を目指すための資質・能力を備えた学生の履修を促している（資料 2－1－2）。

② 履修継続の基準の策定

教職課程を履修するにあたっては、本学で育成する教員像及びこれからの学校で求められる教員像などを基に、教員を目指すための資質能力、意欲等があるかを定期的に評価し、履修継続を判断している。

具体的には、1 年次には、i. 「一般教養」にあたる試験問題に取り組み一定以上の点数を上げること、ii. 教員を目指す情報を共有し、議論する場として毎月開催している

「教職ランチ」の出席率が一定以上であることの 2 点を指導している。

2 年終了時には、i. 原則としてそれまでに開講されている教職課程の科目の単位をすべて修得していること、ii. 卒業要件に含まれる科目も含めた Grade Point Average (GPA) が一定以上であること、iii. 教職課程担当教員と面談を行い、教員を目指す意欲が十分であると判断できること、の 3 点を継続の判断基準としている（資料 2－1－3）。

また、3 年終了時には、i. 原則としてそれまでに開講されている教職課程の科目の単位をすべて修得していること、ii. 卒業要件に含まれる科目も含めた GPA が 2.7 以上であること（本学の GPA の最高値は 4.0 である）、の 2 点を基準に、翌年度の教職課程の継続を判断する予定である（資料 2－1－4）。

このような基準により進級するたびに継続的に学生の学修状況を把握することで、教職課程履修学生が、先に示した「養成する教員像」に備わる資質能力に達し、教職を担うにふさわしい学生へと成長したかを判断している。

③ 適正な規模による教職課程の運営

本学では、教職課程科目を担当する複数の専任教員が協力して、前掲「教職ランチ」の開催や『教職課程履修カルテ』の添削指導、教育実習の巡回指導及び教員採用試験に向けた指導助言など、4 年間を通して教職課程履修学生の継続的な学修支援を行っている（資料 2－1－5）。

5 月 1 日現在の教職課程履修者は 4 年生が 33 名、3 年生が 27 名、2 年生が 50 名、1 年生が 32 名である。

スポーツ科学科の入学定員 120 名の中から、これまでに述べた①、②の取組を通して教職課程を履修するにふさわしい学生を選抜することで、一人の教員が担当できる適切な学生数で運用を行っている。

④ 履修カルテの活用

教職課程履修学生に『教職課程履修カルテ』を配布し、学生に各自の学習内容を振り返り、今後どのような学習が必要なのかを自分で考えるための手がかりとしている。学生には教職課程登録後から「教職実践演習」（4年次後期）の授業を受ける前まで継続して『履修カルテ』の作成と定期的な提出を厳格に求めている。記入した『履修カルテ』を教職課程担当教員が確認し、教員としてふさわしい資質能力、態度、姿勢等を身に付けているかを確認している（資料2-1-6）。

〔長所・特色〕

① 教職ランチの実施（資料2-1-7）

教職課程を履修する1年生に対し、毎月1回昼休みに、教職課程を担当する教員を講師として教育の最新事情や教員採用試験の動向を解説したり、授業づくりのアイデアを実践的に学んだりする場を設けている。また、学習内容を『履修カルテ』に記載して学生の学びの定着を図るとともに教員からの助言やフィードバックを行い、学生の資質能力の向上を目指している。

② 『教職課程履修カルテ』を通した学びの履歴の蓄積及び省察と助言（資料2-1-8）

本学で作成している『教職課程履修カルテ』では、学生が自身の学びを振り返り、つぎの学修をより有意義なものにするために次のような工夫を行っている。

- ・教職課程の科目の修得状況及び各科目の学習成果に加え、当該科目の学習を通して発見した課題を詳述させることで、教員を目指すために必要な学びの自覚を促す。
- ・1年次に実施している「教職ランチ」で学んだことを記述する欄を設け、授業外での学習の履現状では歴を確認し、以降の学習につなげられるようにしている。
- ・学内及び学外で実施する教員採用試験の模擬試験の結果と課題を記述する欄を設け、教員採用試験に向けた学習の方向性を学生自身が明確にできるようにしている。

〔取組上の課題〕

令和5年度後期より、教職センターに教育実習や学校体験活動を担当する専任教員5名が、分担して教職センターに在室し、学生の適性や資質に応じた個別の教職指導が行える体制を整えたが、現状では手厚い指導を教員のマンパワーに頼らざるを得ないという課題を有している。次年度は上記「基準項目1-2」に記載した通り、より充実した育成システムの構築を検討中である。組織的な改善が進めば、教職センターでの個別指導がさらに充実し、学生同士が自主的・主体的に教職を目指す活動が始まる雰囲気が醸成されることが期待できる。

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料2-1-1：様式第7号ア（認定を受けようとする課程を有する大学・学科等における教員養成に対する理念等に関する書類）、静岡産業大学課程認定申請書、令和2年、pp.3-4
- ・資料2-1-2：『教職課程ガイドブック』、令和6年、pp.8-10

- ・資料 2-1-3 :【教員用】教職課程継続面接について（お願い）
- ・資料 2-1-4 :『教職課程ガイドブック』、令和 6 年、p. 13-14
- ・資料 2-1-5 :『教職課程ガイドブック』、令和 6 年、pp. 9-10、p. 16
- ・資料 2-1-6 :『教職課程履修カルテ』
- ・資料 2-1-7 :教職ランチの実施状況は静岡産業大学ホームページ上で適宜公開している。
- ・資料 2-1-8 :『教職課程履修カルテ』

基準項目 2-2 教職へのキャリア支援

〔現状説明〕

① 学生の意欲・適性の把握

前掲「基準項目 2-1」で述べた取組を通して、学生一人一人の意欲・適性を把握している。

② 学生のニーズ・適性の把握にもとづいた組織的なキャリア支援

把握した学生のニーズや適性をもとに、教職センターを中心に、関係教職員全体で、それぞれの目指す進路の実現に向けた資料を提供したり、大学近隣の小中高校で行っている学習支援ボランティア・部活動支援ボランティアなどの情報を提供したりするなど、それぞれの学生の目指す進路に直結したサポートを実施している（資料 2-2-1）。

キャリア支援は、教職課程担当教員以外ですぐれた専門性を有する教員に協力を得て実施している。介護等体験実習の実施にあたっては、特別支援学校や社会福祉施設での実践的な経験及び研究業績が豊富な教員に講演を依頼し、実習がより充実したものになるように努めている。他大学との併修により小学校または特別支援学校の教員免許の取得を目指す学生に対しては、音楽や特別支援教育を専門とする教員に指導、助言を得る機会を設けている。

③ 教職への情報提供

大学内に設置した教職センター内に、教員採用試験に向けた参考書、教科書、教師用指導書、学習指導要領などを常備し、常に学生が参照できるようにしている。また、学習支援ボランティアや部活動支援ボランティアの情報、大学近隣の市町村教育委員会などが実施する教員志望者向けの講座の情報、教員採用試験対策講座の案内なども整備している。新しい情報については、速やかに教職員間で共有し、教職課程の授業や学内のポータルサイト「チーム教職」で学生に周知を図っている（資料 2-2-2）。

〔長所・特色〕

本学では、「教員免許状取得件数及び教員就職率を高める」、「教職に就いている卒業生及び地域人材との連携」において、次のような独自の取組を行っている。

① 複数の教員免許取得に向けたサポート体制

スポーツ科学部スポーツ科学科の教職課程では中学校教諭一種免許状（保健体育）、高等学校教諭一種免許状（保健体育）の取得が可能である。一方、ニーズや適性の面から、小学校教

員や特別支援学校教員を目指す学生も少なくない。そこで本学では、他大学との提携により在学中にこれらの教員免許の取得が経済的な負担も少なくできるような制度を設けている。小学校、特別支援学校の教員免許を取得する学生に対しては、授業外での学習支援を行い、それぞれの学校種の教員としての専門性を身に付けることができるような支援を行っている（資料 2-2-3）。今年度は、他大学との併修により 2 名の学生が小学校教諭二種免許状を取得した。

② 授業外での学習支援

教員採用試験の合格を目指す在学生および卒業生を対象に、教職課程を担当する教員を講師とした面接対策講座を実施している。

また、筆記試験の対策として学期ごとに一般教養、教職教養、専門教養の各領域の模擬試験を実施し、それぞれの学生の能力を測るとともに、さらなる努力を促す場としている（資料 2-2-4）。併せて、令和 5 年度後期より「教員採用試験突破塾」を開講し、教職教養試験・専門教養試験対策の充実を図っている（資料 2-2-5）。一部自治体で実施している教員採用試験の 3 年次受験を希望する学生には大学の長期休暇中に授業外での試験対策のための学習会を週 1 回実施して準備を行っている。

また、令和 5 年度より本学が立地する静岡県磐田市との協働で、教職課程の学生が小学生向けの主権者教育の授業を実施している。令和 6 年度は磐田市内の 6 小学校で 6 回の授業を実施、述べ 38 人の学生が参加した。これからの社会を担う人を育てるという学校教育の大きな目標に向けた教育活動に主体的に取り組むことで、学生の資質・能力を実践的に高める機会としている。

③ 卒業生や現職教員から学ぶ機会の提供

教育実習や教員採用試験に臨むにあたり、本学卒業生の教員や経験豊富な現職教員、静岡県教育委員会の担当者等を大学に招いて学生に講義を行う場を設け、学生の資質能力の向上と教職への意識づけを行っている。本学卒業生の教員からは教職のやりがいや大学時代の学習方法などの助言を、経験豊富な現職教員からは現在の児童生徒の状況を踏まえた実践的な授業デザインの方法を、静岡県教育委員会の担当者からは静岡県が目指す学校教育像とそれを担う教師像及び学習指導案の書き方などを、実習を交えて指導してもらっている（資料 2-2-6）。

④ 卒業生への支援

上記②に記載した、教員採用試験の合格に向けた面接対策講座は、本学の卒業生にも開放して実施し、教員としてのキャリア形成につながるように支援を行っている。

また、本学の教職課程を担当する教員が、教員及び常勤講師や非常勤講師となった卒業生の勤務校を訪問して授業の参与観察を行って授業づくりを支援し、卒業後にも教員としての資質・能力を高める指導を継続して実施している。

⑤ 学生同士の学び合いの誘発

前述した「教職ランチ」において、教員採用試験に現役合格した 4 年生に合格までの学習方法などを下級生に伝え、教職を目指す意欲を喚起した。この講話をきっかけに、講師役の 4 年生が世話役として助言指導に関わりながら下級生同士で自主的に教員採用試験に向けて学び

合うグループが作られた。大学側が設定した独自の取り組みである「教職ランチ」から、学生同士が学び合う場づくりへとつながったことで、学生の資質・能力の一層の向上が期待される。

〔取組上の課題〕

現状としては、上記の通り様々な形で学生のキャリア支援を行っているが、生活上の様々な背景を抱え、意欲にも個人差がある学生にとって、「ボランティアなどの学外体験」や「学生同士の学び合い」が、ごく一部の学生にとどまっているという課題が見られる。こうした課題を克服するために、次年度に向けては、より学生の主体性を引き出すような仕掛けを検討している。

加えて、上記「基準項目 1－2」に記載した通り、教職センターの組織自体を根本的に見直すことにより、それまでは教職課程担当教員による自発的な取組として行ってきた一部の活動を組織的かつ継続的に実施できるよう改善していく

<根拠となる資料・データ等>

- ・資料 2－2－1：『教職課程ガイドブック』、令和 6 年、p. 1 6
- ・資料 2－2－2：「SSU チーム教職」
<https://sites.google.com/ssu.ac.jp/teamkyousyoku/>
- ・資料 2－2－3：玉川大学「小学校教員養成特別プログラムに関する協定書」星槎大学「通信制課程科目等履修に関する協定書」
 静岡産業大学資格・免許取得奨励金給付規程
- ・資料 2－2－4：SSU チーム教職＞教員採用模擬試験
<https://sites.google.com/ssu.ac.jp/teamkyousyoku/%E6%95%99%E5%93%A1%E6%8E%A1%E7%94%A8%E6%A8%A1%E6%93%AC%E8%A9%A6%E9%A8%93>
- ・資料 2－2－5：教員採用試験突破塾実施要項
- ・資料 2－2－6：事前事後ガイダンス実施要領

基準領域 3 適切な教職課程カリキュラム

基準項目 3-1 教職課程カリキュラムの編成・実施

〔現状説明〕

① 建学の精神を具現する教職課程教育

本学は、母体である静岡学園高等学校の教育の基本理念（建学の精神）をベースに、平成 12（2000）年に掲げられた新たな理念とミッションに基づき、県内各自治体との連携強化を図り、地域社会の活性化と発展、地域に貢献する人材の育成に力を入れてきた（資料 3-1-1）。

スポーツ科学部スポーツ科学科は、これらの理念・ミッションに基づいて、中学校・高等学校の保健体育科教員等、地域社会において中核的な役割を担う指導的人材の養成を目指して学部教育を行うべく、カリキュラムを編成している。その中で、キャップ制（年間履修登録上限 44 単位、ただし 4 年次のみ 52 単位）を鑑み（資料 3-1-2）、卒業までに修得すべき単位に教職課程科目の「教科及び教科の指導法に関する科目」「教育職員免許法施行規則第 66 条の 6 に定める科目」を含めるだけでなく、「教育の基礎的理解に関する科目」の中の「教育原理」も含めたカリキュラム体系を構築し、教職課程教育を行っている（資料 3-1-3）。

② コアカリキュラムに対応する教職課程カリキュラム

教職課程カリキュラムは、文部科学省の法令に則り、スポーツ科学部スポーツ科学科の目的を踏まえた教職課程科目と学科科目の系統性の確保を図り、かつコアカリキュラムに対応すべく、教務委員会と緊密な連携を図りながら、教職課程教育の目標を達成するために適切な科目とその担当者を配置、構成されている。

具体的には、1 年次は基礎的な科目を中心に学び、2 年次以降は専門的な科目を学ぶよう、基礎から専門へと段階的・系統的にカリキュラムが編成されている（前掲資料 3-1-3）。

③ 学校や社会のニーズ、教員育成指標に対応した教育内容の工夫

保健体育科の場合、スポーツ経験の豊富な学生が運動部活動の指導者になることを目的として教員免許の取得を希望するケースが少なくない。

しかし、学校現場ではそのようなニーズは少なく、例えば「静岡県教員育成指標」にみられるように、授業力、生徒 指導力、教育業務遂行力、組織運営力を有する教員が求められている（資料 3-1-4）。それゆえ、教職課程の初期において、この点を明確に理解した上で免許の取得を目指すよう指導している。特に授業力は在学期間中に大きく向上させることのできる能力であることから、「保健体育科教育法Ⅰ～Ⅳ」、「事前事後指導」、「教職実践演習」の授業において学習指導案の作成及び模擬授業を体系的、段階的、反復的に行っている。（資料 3-1-5）。

④ 学校教育における ICT 機器の活用等への対応

対面授業に加えて、多様なメディアを高度に利用した授業（オンライン、オンデマンドなど）の工夫を取り入れることで、学校教育における ICT 機器の活用等への対応を図っている。例えば、「保健体育科教育法Ⅲ」はオンライン授業にて展開されている（前掲資料 3-1-5）。

本学の教員によるオンライン授業を主軸として授業が行われているが、学生がホストとなって発表を行ったり、短時間でのオンライン模擬授業を実施したりしている。その過程で、オンライン授業における双方向通信アプリの操作方法や、オンライン授業における課題等を学習している。

また、教職課程科目に「教育方法論」だけでなく、「情報通信技術の活用（1 単位）」を新たに設定し、情報活用能力の育成を目指している（資料 3－1－6）。

⑤ 学生自身によるアクティブ・ラーニング

「保健体育科教育法Ⅲ」、「保健体育科教育法Ⅳ」、「事前事後指導」等の授業において、教材づくり、教具づくり、学習指導案づくりを通してアクティブ・ラーニングを実践している。学生は具体的な教材や教具、単元計画及び学習指導案を仕上げていく過程で、良い教材、教具とは何かを話し合い、リサーチし、最終的には教育現場で通用する実践的なレベルへと昇華させている。この指導を通し、学生間の協働による課題発見力・課題解決力を育成している。

⑥ 教職課程シラバス

本学のシラバスは、全ての科目について、授業の概要や到達目標、ディプロマポリシーと関連付けられた評価方法、各時間の授業内容によって構成され、ホームページ上で公開されている（資料 3－1－7）。教職課程に関する科目についても、この方法に沿って、学習内容や評価方法が学生に明確に示されている。

⑦ 教育実習の履修資格

『教職課程ガイドブック』において、教育実習を履修できる資格を、3 年次終了時点で

（ア）原則として、学業成績（G P A）が 2.7 以上であること。

（イ）原則として、教職課程における 3 年次までの必修科目及び選択必修科目の単位を修得していること。

（ウ）「教育実習」を履修する年度において卒業見込み及び教育職員免許状取得見込みであること。

（エ）健康診断で異常が認められないこと。

（オ）麻疹に対する抗体があること。

の全てを満たした場合としている（資料 3－1－8）。

⑧ 「教職実践演習」における適切な指導と「履修カルテ」の活用上の工夫

「教職実践演習」は、教職課程の他の授業科目の履修や教職課程外での様々な活動を通じて、学生が身に付けた資質能力が、教員として最小限必要な資質能力として有機的に統合され、形成されたかについて最終的に確認するもの（全学年を通じた「学びの軌跡の集大成」として位置付けられるもの）である。そのような特性を有する本科目において、本学では「使命感や責任感、教育的愛情等に関する事項」として「教育職員の在り方」や「教育職員としての資質、能力の自己評価」を、「社会性や対人関係能力に関する事項」として「実践的な指導力におけるディスカッションやロールプレイング、フィールドワーク等」を、「生徒理解や学級経営等に関する事項」として「学級・ホームルームづくり」や「生徒理解と教育相談」、「保護者・地域との連携」を、「教科内容等の指導力に関する事項」として「実践的な指導力における授業づく

りや指導方法・指導技術」や「中学校高等学校保健体育授業の実際」を扱っている（前掲資料 3－1－5）。

「履修カルテ」は『教職課程履修カルテ』と称し、1年次から4年次まで継続的に使用し、半期または年単位で提出及び教員によるチェックと指導を取り入れている（資料 3－1－9）。

学生は教職課程において学んだすべての授業の成果と振り返りを文章で記入し、履修した授業の整理及び習得した知識や技能を体系的に整理している。

〔長所・特色〕

本学スポーツ科学部には、中学校・高等学校で保健体育の実務経験を有する教員（元保健体育教員）が6名おり、学校現場の実態や課題、需要等を反映させた授業を展開することができている。その中でも特に、本学全体で推進する少人数教育を活かして「授業力」の育成を強化している。「事前事後指導」と「教職実践演習」は4名の教員が担当しているので、履修者をグループ分けて各 15 人程度のクラスを編成し、全員が 50 分の模擬授業を行うことが可能になっている。

さらに、学科科目の「専門演習」は、複数のスポーツ科学部教員が開講する科目であり、それぞれの教員が自身の専門分野で学習内容を設定し、授業を行っている。教職課程を担当する教員は、自身の「専門演習」において、教職課程カリキュラムで学習した内容の発展や、教職課程カリキュラムだけでは扱いきれない内容を取り入れ、教員養成においてより柔軟かつ応用的な学びを提供している。

〔取組上の課題〕

本学の教職課程カリキュラムにおいて最も重視している「授業力」の育成は、少人数教育により満足できるものとなっている。現在、事前事後指導における模擬授業においては、学生の現時点での「授業力」を図るべく、担当教員全員で作成した評価シートを用いている。この評価シートをベースとして、今後その育成度合いを可視化する評価基準を、より明確に出来るよう追究していく。なお、単元を通した授業計画力（単元計画を作る力）の育成については、単元計画を作成して、単元を通した教材特性や学習目標、評価規準・基準を構築するための学習活動を取り入れるといった指導に着手している。

また、次年度は、「事前事後指導」等の授業において、実務経験を有する教員の協力を得て複数体制で学生の指導にあたり、より手厚い指導を行うよう準備を進めている。

＜根拠となる資料・データ等＞

- ・資料 3－1－1：静岡産業大学スポーツ科学部設置届出書「設置の趣旨を記した書類」
pp. 1～3 及び p. 5
静岡産業大学ホームページ
<https://www.ssu.ac.jp/media/sechinosyushi2020.pdf>
- ・資料 3－1－2：「表 2 年間履修登録単位数の制限」『2024 SSU 履修ガイド』p. 8
- ・資料 3－1－3：静岡産業大学スポーツ科学部教育課程

- ・資料 3-1-4：静岡県教員育成指標
- ・資料 3-1-5：「保健体育科教育法Ⅰ～Ⅳ」、「事前事後指導」、「教職実践演習」シラバス
- ・資料 3-1-6：『教職課程ガイドブック』、令和 6 年、pp. 11-12
- ・資料 3-1-7：静岡産業大学シラバス

静岡産業大学ホームページ

<https://www.ssu.ac.jp/for-students/academic-information/syllabus/>

- ・資料 3-1-8：『教職課程ガイドブック』、令和 6 年、pp. 13-14
- ・資料 3-1-9：『教職課程履修カルテ』

基準項目 3-2 実践的指導力育成と地域との連携

〔現状説明〕

① 実践的指導力の育成・体験活動の提供

本学で取得できる教員免許状は、中学校・高等学校の保健体育であるため、座学だけでなく実技指導も重要である。その実践的指導力を養成するために、教育実習前に、「保健体育科教育法Ⅰ～Ⅳ」及び「事前事後指導」において、保健、体育、それぞれの単元計画、学習指導案作成と模擬授業の実施及び指導に注力している（資料 3-2-1）。また学生には、部活動ボランティア等の学校支援ボランティアへの積極的な参加を促し、実践的指導力の養成機会の充実を図っている。

② 大学と教育委員会等との組織的な連携協力体制

教育実習の実施にあたって、静岡県教育委員会や県内 4 市（静岡市、浜松市、磐田市、藤枝市）教育委員会との連携協力を模索する中で、実習前後での学生の学校支援活動や教育委員会主催の勉強会への参加等、学生の最新の教育実践に関する学習機会を確保しつつある。この確保にあたっては、同時に組織的な連携協力体制の構築を図りつつある（資料 3-2-2）。

令和 5 年度は、令和 6 年度の教育実習に向けて、磐田市教育委員会、藤枝市教育委員会と連携を取り、学校体験活動や教育実習の実施を検討し、磐田市では、令和 5 年度中に教育実習予定者の学校体験活動を実施した。

また、静岡県教育委員会が主催する静岡県教員育成協議会養成部会に参加し、学校体験活動の円滑な実施を要望したところ、令和 6 年度より「大学生を対象とした学校体験活動推進事業」が行われることとなった（資料 3-2-3）。この事業に参加し、県や市町と連携協力しながら、学校体験活動の充実を図る。

③ 教育実習校との連携

教育実習の充実に向けては、実習前より協力校との連携を緊密に図り、実習中も大学担当教員の訪問指導を実施するなどして充実を努めている。

〔長所・特色〕

大学所在地である磐田市・藤枝市両市の教育委員会および公立学校との連携協力は、日常的に緊密に取られており、教員及び学生による部活動支援、学校支援が盛んである。令和 6（2024）年度、磐田市では次の活動に学生が参加した。

- ・部活動支援ボランティア：市内の小中学校に派遣した。
- ・夏休み学習支援ボランティア：市内の中学校 1 校に 5 名の学生と教員 1 名を派遣した。
- ・小学校 6 年生向け主権者教育：磐田市総務課の協力のもと、市内の小学校 6 校で行った授業に延べ 38 名の学生と教員 1 名が参加した。
- ・総合的な学習の時間の授業における講師：市内の小学校 1 校で行われた総合的な学習の時間の授業（地域で活躍する人から話を聞き、学ぶ）で 2 名の学生が講師役として参加した。
- ・総合的な学習の時間における協力：市内の中学校 1 校の総合的な学習の時間の授業を本学の学内で実施し、そこでの学習支援に 1 名の学生が参加した。
- ・ふるさと教師塾：教員を目指す学生や講師等を対象として磐田市教育委員会が主催する全 6 回の講義・演習に複数の学生と教員 1 名が参加した。今年度は磐田市内で常勤講師として勤務する本学卒業生 1 名も参加した。
- ・不登校の子どもの学びのサポートを行っている NPO の学習支援活動への参加：毎週 1 回地域の公民館で開催されている不登校の子どものための学習支援「ミライサポート教室」に学生 4 名と教員 1 名が継続的に参加した。
- ・藤枝市では、学校支援ボランティアを 2 校で 2 名が行っている。

また、静岡県教育委員会による大学生部活動支援ボランティアには、今年度、県内大学より合計 18 名の学生が参加しているが、その中の 5 名は本学の学生である（資料 3－2－4）。

〔取組上の課題〕

上記「基準項目 1－2」に記載した通り、学生の学校体験等の活動が、意識の高い一部の学生にとどまっているという点が課題である。次年度は、現状の磐田市教育委員会や藤枝市教育委員会との連携を継続し、令和 6 年度より始まった静岡県の「大学生を対象とした学校体験活動推進事業」への参加を一層促し県内各自治体との連携協力体制を強固なものとする。さらには、ボランティアを中心とした体験活動の学内での組織的かつ有効的な学生への周知を今以上に進め、主催する側や参加者側が共に Win-Win の関係となるようなシステム作りに着手し、学生の主体性をより引き出すよう努めていく。

＜根拠となる資料・データ等＞

- ・資料 3－2－1：「保健体育科教育法 I～IV」「事前事後指導」シラバス
- ・資料 3－2－2：2022 年度第 3 回教職センター運営委員会議事録、各市教育委員会 訪問記録
- ・資料 3－2－3：令和 5 年度静岡県教員育成協議会第 2 回養成部会資料
- ・資料 3－2－4：2024 年度第 8 回教職委員会 資料 5

Ⅲ 総合評価

本学の教職課程は、令和 3（2021）年度のスポーツ科学部新設に伴い、新たに発足した教職課程である。以前設置されていた教職課程において得られた知見を参考に、学部教育と有機的に連携し、学部と教職課程教育の目的や養成人材像を共有し、「養成する教員像」に向かって着実に充実を図り、本年度で完成年度を迎えた。

同時期に開設した教職センターを中心に、学外関係機関との組織的な連携構築を図るべく、県内市町のエデュケーション委員会等との協議を重ねると同時に、県外も含めた研究会・勉強会・視察研修に教職員問わず積極的に参加し、より良い連携協力の在り方を模索している。併せて、学内においては、学部教職委員会を中心に、1 年次からの教職課程教育の充実、教育実習に向けた実践的な指導、更には教員採用試験指導等のキャリア支援の実施とその充実に積極的に取り組んできた。

これまでの本学の教職課程の取り組みを発展的に継承しつつ、新しい試みを積み重ねる取り組みを継続し、教員として活躍する学生の資質・能力の育成に務めていくことが求められる。学内における学生指導・支援のより一層の充実に向け、教職センターを中心とした組織的な支援体制強化を確保し、対応していくことを要諦としたい。

IV 「教職課程自己点検評価報告書」作成プロセス

令和 3 年度より、教職課程自己点検評価に関する情報収集のために、教職センターとして学外の研究集会や研修会に参加した。その上で、令和 4 年度以降は、教職センター運営委員会のメンバーを中心に報告書の作成に着手し、当委員会での協議を重ね、当該報告書完成に至った。

教職課程自己点検・評価 作成スケジュール

年度	日にち	委員会等	実施内容
2022 年度	6.29	教職センター運営委員会	項目提示・執筆割り振り
	7.22	全学教学委員会	教職課程自己点検・評価の実施に関する報告
	10.11～21		センター長確認期間①
	10.26	教職センター運営委員会	中間報告
	10.26～11.15	執筆担当者	修正・未確定箇所の追記等
	11.15～11.25		センター長確認期間②/教務部長の確認
	11.28～12.2		スポーツ科学部長の確認
	12.5～12.14		学長への説明、確認（センター長より）
	12.21	教職センター運営委員会	完成版確認（協議⇒審議）
	1.21	全学教学委員会	協議
	2.22	大学協議会	報告
	2.22	教職センター運営委員会	最終報告
	3.末		大学 HP に報告書を掲載
2023 年度	6.28	教職センター運営委員会	R 5 年度自己点検・報告書更新について協議
	6.28～9 末	加筆・修正担当者	R 4 年度審査結果を踏まえた加筆・修正
	10.25	教職センター運営委員会	修正案について中間報告
	12.20	教職センター運営委員会	加筆・修正の確認
	2.21	教職センター運営委員会	完成確認・報告
	3.15	全学教学委員会	完成版報告
	3.末		大学 HP に報告書を掲載

2024 年度	6.26	教職センター運営委員会	R 6 年度自己点検・報告書更新について協議
	6.27～9 末	加筆・修正担当者	R 5 年度審査結果を踏まえた加筆・修正
	10.23	教職センター運営委員会	修正案について中間報告
	12.25	教職センター運営委員会	加筆・修正の確認
	2.26	教職センター運営委員会	完成確認・報告
	3.21	全学教学委員会	完成版報告
	3.末		大学 HP に報告書を掲載
	3.末		全私教協へ提出・審査依頼

V 現況基礎データ一覧

令和6年5月1日現在

法人名						
学校法人新静岡学園						
大学・学部名						
静岡産業大学 スポーツ科学部						
学科・コース名（必要な場合）						
スポーツ科学科						
1 卒業者数、教員免許状取得者数、教員就職者数等						
1 昨年度卒業者数						該当なし
2 ①のうち、就職者数 (企業、公務員等を含む)						該当なし
3 ①のうち、教員免許状取得者の実数 (複数免許状取得者も 1 と数える)						該当なし
4 ②のうち、教職に就いた者の数 (正規採用＋臨時的任用の合計数)						該当なし
④のうち、正規採用者数						該当なし
④のうち、臨時的任用者数						該当なし
2 教員組織						
		教授	准教授	講師	助教	その他（ ）
	教員数	9 名	6 名	5 名	—	
	相談員・支援員など専門職員数					